

スコットランドの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

スコットランドは、イングランド、ウェールズ及び北アイルランド等とともに、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」（以下「連合王国」という）の一部を構成する。2014年9月にスコットランドで連合王国からの独立の是非を問う住民投票が実施されたが、結局、反対票が55%を占め、独立が否決されたことは記憶に新しい。

連合王国の法体系は、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドというように、主な3つの法域ごとに異なる²。日本で「イギリス法」とか「英国法」と呼ばれる場合、上記①の「イングランド及びウェールズ」の法体系を指すことが多い。本連載の第3回で、イングランド及びウェールズの法制度については紹介したので、今回は、スコットランドの法制度を紹介することとしたい。

スコットランドは、ウェールズ及びアイルランドとともに、ケルト系先住民の国であったが、ノルマン人による征服等を受けて、様々な民族、言語、文化が入り混じった地域となり、イングランドとは異なる歴史を歩んで来た。1707年の連合法（Act of Union 1707）により、スコットランド王国とイングランド王国は連合し、グレートブリテン王国となった。

スコットランドでは、もともとはコモン・ローによる裁判が発達していたが、イングランドに対抗するためにフランスと同盟したり、多くの法曹がフランスやオランダに留学したりしたこと等から、次第に大陸法の影響が強くなっていった。しかし、1707年連合法により、スコットランドとイングランド及びウェールズが1つとなったことから、スコットランドは、イングランドのコモン・ローの影響を強く受けるようになった。このように、歴史的に大陸法と英米法の両方の影響を受けていることが、今日のスコットランドの独特の混合法体系を形作っている。ちなみに、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドにおいては、イングランド法及びスコットランド法の判例法がしばしば参照される³。

スコットランド法が有する大陸法的伝統としては、①ローマ法的で先進的な裁判を行う

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 海外領土や王室属領においても、独自の法体系が存在する。海外領土の例として、英領ケイマン諸島や英領ヴァージン諸島は独自の法体系を有しており、タックス・ヘイブン（tax haven）として知られてきた。

³ 田島裕著『イギリス法入門〔第2版〕』（信山社、2009年）221頁。

教会裁判法を通じて、ローマ法の要素がスコットランドで広く浸透したこと、②16世紀以降、スコットランドの多くの学生がフランス及びオランダに留学した後、スコットランドで法律実務についたこと、③20世紀になると、スコットランドの法律家がローマ法大全の英訳や研究書に直接依拠するようになったことが挙げられる。また、英米法的伝統としては、①全ての民事事件を管轄する中央裁判所としての上級民事裁判所（Court of Session）が1532年に設立されたことにより、一元的な判例法が形成されてきたこと、②弁護士には、上級民事裁判所における法廷弁論を主な業務とする「Advocate」と、事務弁護士たる「Solicitor」があり、上級民事裁判所の裁判官は「Advocate」のうち経験・功績のある者から選ばれるというシステムが採用されてきたことに表れている⁴。

以上のように、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドという3つの地域が異なる法体系を有するが、これら3つの地域全てに適用される法分野（例えば、会社法や税法等）もあることに留意が必要である。

なお、スコットランドで古来使用されてきたゲール語は、英語の圧倒的優勢という状況下で、北西部を除き衰退の一途であったが、近時、ゲール語の保存・推進が図られている。例えば、スコットランド議会では、2005年より、ゲール語を公文書で使用するようになった。また、学校教育やテレビ放送においても、ゲール語が使用されることがある。

II 憲法

連合王国には、他の多くの国とは異なり、統治機構や国民の人権について体系的に規定した成文憲法典が存在しない。連合王国における実質的意味の憲法については、本連載の「第3回」で言及したので、今回は、スコットランドに関わりのある事項に絞って紹介する。

1 統治機構

連合王国の中央議会であるウェストミンスター議会で、スコットランドには59議席が割り当てられている。連合王国の外交、軍事、財政・金融、放送、麻薬や移民の規制等の事項については、ウェストミンスター議会に権限が留保されている。

他方、1707年以来、スコットランド議会は廃止されていた。しかし、スコットランド出身のブレア首相の地方分権政策の一環として、地方への権限移譲及び分権議会の設置を進めるため、「1998年スコットランド法」が制定され、1999年にスコットランド議会在約300年ぶりに復活した。スコットランド議会は、一院制であり、ウェストミンスター議会の権限留保事項以外の事項、即ち、教育、農林水産、環境、保健福祉等の事項について法令を制定する権限を有する。また、「2012年スコットランド法」の成立により、スコットランド

⁴ 齋藤彰著「スコットランド法：Mixed Law がもたらす豊かさと混迷」（『比較法研究 60号』（有斐閣、1999年）所収）94～96頁。

議会に対し所得税の税率の一部決定権を付与する等の改正が行われたが、現在もなお、スコットランド議会へのさらなる権限移譲が検討されている。

スコットランド政府の長は、「首席大臣」である。首席大臣は、スコットランド議会がその議員の中から指名し、女王が任命する。首席大臣は、スコットランド議会の承認を得て、自己を補佐する閣僚を任命する。

ちなみに、1886年、エディンバラに、連合王国の政策との調整を行う機関として、「スコットランド省」が設置された。しかし、1999年にスコットランド議会が再開されたことから、スコットランド省の業務の大部分はスコットランド政府に移管され、現在では、「スコットランド庁」として、ごく限定された業務のみを行っている。

スコットランドの司法制度は、民事と刑事の2つの系統に分かれている。民事事件は、上級民事裁判所（Court of Session）の中の外院（Outer House）が第一審、上級民事裁判所の内院（Inner House）が第二審となる場合もあるが、シェリフ裁判所（Sheriff Court）その他の特別な裁判所が第一審となる場合もある。民事事件の上告審は、ロンドンの連合王国最高裁判所（Supreme Court of the United Kingdom）が管轄するが、ここでは、スコットランドで提訴された案件に関しては、スコットランドの法体系を前提とした審理が行われ、判決が下されることになる。刑事事件は、上級刑事裁判所（High Court of Justiciary）の第一審部と第二審部が管轄するが、シェリフ裁判所が第一審となる場合もある。刑事事件の場合は、連合王国最高裁判所に上告することはできない。

2 人権

連合王国では、人権について体系的に規定した成文憲法典は存在しなかった。しかし、1998年人権法（Human Rights Act 1998）の制定により、連合王国の公的機関はヨーロッパ人権条約に適合することが義務付けられた。1998年人権法により、ヨーロッパ人権条約に定められた人権、例えば、拷問の禁止、集会・結社の自由、差別の禁止等、多くの人権が保障される。

3 法令及び判決例

スコットランド法の法源には、議会による制定法、裁判所の判例、提要的著作（Institutional Writings）及びローマ法等がある⁶。

スコットランドにおける法源としての制定法には、①連合王国の中央議会であるウェストミンスター議会による制定法、及び②スコットランド議会による制定法がある。ウェス

⁵ 2005年の「憲法改革法」（Constitutional Reform Act 2005）により、最高裁判所としての貴族院は廃止され、「連合王国最高裁判所」が2009年10月1日より新設された、また、古来より多大な権限を有していた大法官（Lord Chancellor）は主に法務大臣としての役割のみを果たすことになった。

⁶ 齋藤彰著「スコットランド法雑感 —Mixed Law とスコットランド上級裁判所判例集—」（『関西大学図書館フォーラム 第6号』（関西大学図書館、2001年）所収）14頁。

トミンスター議会による制定法の中にも、(i)スコットランドのみに適用される特別法として制定される場合と、(ii)連合王国全体に適用されるがスコットランドの法体系に整合させるための特別条項を有する共通法として制定される場合とがある。

上級民事裁判所の判例は、判例法の主要部分を構成する。スコットランドは、イングランド及びウェールズとは異なる独自の裁判所制度を有することから、スコットランドの判例法の内容は、イングランド及びウェールズのものとは異なる。イングランド及びウェールズの判例法は、スコットランドにおいては、せいぜい説得的権威性を有するにすぎず、法的拘束力は無い⁷。ちなみに、スコットランドでは、イングランドにおけるエクイティ⁸のような法準則は存在しない⁹。

提要的著作の代表的な例には、裁判官であったステア卿が 1681 年に著した「スコットランド法提要」(Institution of the Law of Scotland) やデヴィッド・ヒュームが 1797 年に著した「スコットランド刑法注釈」(Commentaries on the Law of Scotland respecting Crimes) 等がある。これらの提要的著作には、イングランドとは異なる解釈原理及び解釈実践が多く含まれている¹⁰。

ローマ法は、現在でも、スコットランドの判決で参照されることがあるが、多くの場合、判断を補強するために言及されるにすぎない¹¹。

4 欧州連合 (EU) の影響

スコットランドは、欧州連合 (EU) の構成国ではないが、連合王国は、EU に加盟している。そのため、連合王国の一部であるスコットランドの法制度は、近時、ますます EU の影響を強く受けるようになってきている。EU 法は、スコットランド法よりも上位に位置づけられる (「EU 法の優位性」)。

III 民法

スコットランドには、イングランド及びウェールズと同様、成文の民法典は存在しない。判例法が民法の分野において中心的役割を果たすが、スコットランド法とイングランド法は、多くの相違点を有する。

⁷ 齋藤・前掲書 15 頁。

⁸ エクイティ (equity) とは、「衡平法」とも呼ばれ、とくにイングランドにおいて、コモン・ローで解決されない欠陥に適用され、裁量的に救済することで発達した法準則である。

⁹ R. ブルース・ウッズ著、内藤順也訳「スコットランドの法制度 ～その共通性と特異性～」(『国際商事法務 Vol.20, No.5』(国際商事法研究所、1992 年) 所収) 539 頁。

¹⁰ 石前禎幸著「スコットランド法の独自性について」(『法律論叢 72 巻 2・3 号』(明治大学、1999 年) 所収) 298～299 頁。

¹¹ 齋藤・前掲書 15 頁。

1 契約法

スコットランドの契約法は、ローマ法の影響を強く受けており、イングランドのコモン・ローとは大きく異なっている。例えば、一定の要式でなされた一方的約束は、約束者を法的に拘束し、履行を強制することができる。ここでは、イングランド法にいう「約因」(consideration) の概念は不要である¹²。

また、スコットランド法では、法的拘束力を有する文書への署名について、イングランド法よりも強い様式性が要求される¹³。

2 財産法

スコットランド法における土地所有制度には、「中世の封土制が現代的な形で残っている」という特徴がある¹⁴。即ち、国王が土地を封土し、受封者が一定の条件を満たしている限りにおいて、土地の自由な使用と収益を認められる。なお、外国人による土地所有は制限されない。

3 担保法

スコットランド法において、担保権が有効に設定されるためには、一定の要式及び公示を備えることが必要である。①動産については、貸主又は第三者に物が交付されたことが必要である。②無体財産権については、債権者に譲渡され、且つ全ての利害関係者に通知されたことが必要である。③土地については、不動産登記所に登記されたことが必要である。また、スコットランド法では、「浮動担保」という制度が認められているが、これはイングランド法から承継された概念である。浮動担保とは、会社の財産の全部又は一部について、随時変動する会社の財産をその時々において担保することであり、担保権が実行され又は会社が清算手続に入った場合にのみ差押えの効力が生じる¹⁵。

IV 商法・会社法

連合王国では、2006年会社法 (Companies Act of 2006) が2009年10月1日から全面的に施行されるようになり、それまでの1985年会社法は廃止された。会社法は、連合王国全体に適用される法律であり、スコットランドでもイングランドでも同じ会社法の規定が適用されるが、スコットランドの裁判所とイングランドの裁判所が会社法のある1つの文言について異なる解釈をすることは可能であり、実際にも、稀にはあるが、異なる判断

¹² ブルース・ウッズ・前掲書 539 頁。

¹³ ブルース・ウッズ・前掲書 539 頁。

¹⁴ ブルース・ウッズ・前掲書 539～540 頁。

¹⁵ ブルース・ウッズ・前掲書 539 頁。

が下されることがある¹⁶。

イギリスにおける事業運営の形態としては、会社のほかに、個人事業、パートナーシップ、有限責任事業組合もあるが、その中でも会社は最も重要なものである。会社は、無限責任会社と有限責任会社に分けられる。スコットランドで最も一般的な会社形態は、有限責任会社である。ここに「有限責任」とは、株主が出資額の限度でのみ責任を負うことをいう。また、有限責任会社は、公開会社 (Public Limited Company) と非公開会社 (Private Limited Company) に分けられる。公開会社たる有限責任会社は、社名の末尾を「plc」としなければならない。非公開会社たる有限責任会社は、社名の末尾を「Limited」または「Ltd」としなければならない。

表 1 : スコットランドで設立が認められている主な会社

名称	英語 (略称)	説明
公開有限責任会社	Public Limited Company (plc)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 50,000 ポンド又はこれに相当するユーロの金額。現物出資は可能であるが、原則として、第三者機関による価値評価が必要。
非公開有限責任会社	Private Limited Company (Limited 又は Ltd)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額の規制は無し。現物出資が可能であり、正式な価値評価は不要。

V 民事訴訟法

コモン・ローを発展させてきたスコットランドでは、裁判が法律を生み出してきたといえ、その意味で、スコットランドの訴訟手続法は極めて重要である。

通常の民事訴訟事件手続は、「1993年通常事件手続規則」(Ordinary Cause Rules 1993)により規律されている。近時、迅速な事件処理を目指した手続の改正が行われた¹⁷。

スコットランドの法制度・裁判所制度と、イングランド及びウェールズの法制度・裁判所制度が別であると同様に、スコットランドの弁護士制度と、イングランド及びウェールズの弁護士制度は別である。スコットランドの弁護士には、法廷弁護士 (Advocate) 及び事務弁護士 (Solicitor) の2つがある。法廷弁護士はイングランドにおける「Barrister」に相当し、法廷での弁論等について権限を有するが、依頼者から直接指図を受けるのではなく、事務弁護士を通じて間接的に指図を受ける。

¹⁶ ブルース・ウッズ・前掲書 538～539頁。

¹⁷ 宮川聡著「スコットランドにおける民事裁判の研究(二)」(『撰南法学 第16号』(撰南大学法学部、1996年)所収) 53頁。

VI 刑事法

スコットランドの検察官制度は、フランスの影響を強く受けたものであり、古くから、スコットランドの検察官は、起訴及び公判の維持等の権限を有してきた。この点、イングランドでは、捜査を終えた警察は、「公訴官」（事務弁護士の中から選任される）に事件を引き継ぐものとされ、大陸法におけるような意味での「検察官」は存在しないとされてきたのと対照的である。

スコットランドでも、イングランドと同様、陪審制が採られているが、イングランドの陪審員が 12 名であるのに対し、スコットランドの陪審員は 15 名である等の違いがある¹⁸。

VII 参考資料

以上、スコットランド法の概要を簡単に紹介してきたが、スコットランド法については、イングランド法、ドイツ法及びフランス法と比べると、日本語の文献・論文等ははるかに少ない。しかし、脚注に記載した日本語の文献・論文等が参考となる。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Scottish Legal History: A Research Guide」等が参考になる¹⁹。

イングランド法やスコットランド法を研究すると、日本法では「常識」・「当然」とみなされていることが、実は全くそうではないことを痛切に思い知らされることが少なくない。その意味で、まだまだ研究の余地のある法制度であるといえよう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.1』（国際商事法研究所、2015 年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第 28 回 スコットランド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁸ 村井敏邦著「イギリス刑事手続のいろいろ」（『時の法令 No.1481』（朝陽会、1994 年）所収）47 頁。

¹⁹ http://www.nyulawglobal.org/globalex/scottish_legal_history1.htm